

子どもの意見聴取について

（仮称）子ども条例は、西東京市の子ども・子育て施策を一層推進し、子ども達が健やかに育っていくために必要な理念・事柄を定めるため、子ども達本人が現在どのようなことを感じながら暮らしているかについて、意見聴取を行い参考とする。

1 意見聴取をする対象について

意見を聞取る子どもについて、想定されるものは以下のとおり。また、併せて子どもに関連する施設・団体等からも、子どもの状況について聞取りを行うことも必要と考えられる。

- ・「子ども」の定義としては、0～18歳未満が一般的（子どもの権利条約での定義も0～18歳）
- ・自分の意見を伝えることができる年齢以上（例えば、0歳児を除く等）
- ・自分の意見を伝えることが難しい子どもについては、関連する施設・団体等から状況を聞取る
- ・「小学生」、「中学生」、「16・17歳」などの区分

など

2 意見聴取を行う施設・団体等について

子どもの意見聴取については、西東京市内の子どもが集まる施設を中心に実施することが効果的だと考えられる。子どもが集う、子どもに関連する施設・団体等として想定されるのは、以下のとおり。

- ・児童館・児童センター
- ・学童クラブ
- ・市内児童養護施設
- ・小学校・中学校
- ・放課後子ども教室
- ・適応指導教室「スキップ教室」
- ・ニコモルーム
- ・総合型地域スポーツ施設
- ・子ども食堂
- ・放課後カフェ（田無第一中学校「放課後カフェ」、青嵐中学校「青嵐ブックカフェ」、ひばりが丘中学校「ひばりカフェ」）

など

3 意見聴取する内容について

条例は、市の子ども・子育て施策を一層推進し、子ども達が健やかに育っていくために必要な理念・事柄を定めていく。そのため、子ども達が現在、どのようなことを考えて暮らしているのか聞取る。

◆年齢、性別

◆自分のことをどう考えているか

- ・いまの自分が好きかどうか（自己肯定感の確認）
- ・いま幸福だと感じているかどうか
- ・自分が人から必要とされているか
- ・自分のことが「好き」だと感じるときは、どんなときか
- ・自分のことが「好きでない」と感じるときは、どんなときか

◆普段の生活について

- ・学校に通学しているかどうか
- ・働いているか
- ・楽しくて夢中になれることはあるか
- ・つらいこと、不安になることはあるか
- ・安心するときはどのようなときか

◆つらいこと、不安になることがあったときについて

- ・つらいこと、不安になることがあったときはどのような行動をとるか
- ・相談できる相手はいるか
- ・どのような人になら相談できるか

◆将来について（こんなおとなになりたい等）

◆西東京市にあつたらいいなと思うこと

など

4 意見聴取の方法について

意見聴取を行う方法は、対象により変更する必要がある。例えば、以下のような方法が想定される。

- ・模造紙等にシールを貼ることにより、設問の解答を得る方法
- ・アンケート用紙を配布し、回答してもらう方法
- ・口頭で、相手の表情を見ながら聞き取りを行う方法
- ・ワークショップ形式でテーマについて話し合ってもらう方法

など